

法的思考と科学的思考の媒介としての科学技術社会論

吉良貴之（常磐大学）

1. 本発表の目的

本発表では法哲学上の真理論の観点から法的思考と科学的思考の比較を行い、その共通点と相違点を確認した上で科学技術社会論を両者の媒介として位置付けることを目指す。その際には、主に分析的形而上学やメタ価値論の知見を援用する。科学技術社会論の価値関係的性質に鑑みれば、事実命題のみならず特に価値命題における真理値付与可能性を仔細に考察することによって、実践的学問としての科学技術社会論はより強靱なものとして再定位されうると考えられる。本発表はそのための思想資源を法哲学の側から提供しようとする試みである。

2. 法的思考とは何か：「仮定の思考」として

「法律家のように考える(thinking like a lawyer)」という法的思考(legal reasoning)あるいはその精神としての legal mind は法の女神 Themis が目隠しをして剣と天秤を持つ像に象徴的であるように、自己の先入見から離れ、両当事者の言い分を公平に比較考量するものとして特徴付けられてきた。自己の消去という点において法的思考は仮定のもとになされることをその本質としている。すなわち、一定の(実定)法規範を前提とするならば、当該紛争を処理すべき理由 = 理性はいかにして導出されうるかという考察の筋道が取られる。法律家個人の正義感といったものは背景に退く。

ある前提の下での仮定的思考の訓練が法学部や法科大学院でなされる法学教育であり、そこでは無前提の(法規範から導かれぬ、あるいは当事者が主張していない)素朴な価値表出は、いかに社会正義の名のもとに粉飾された高邁なものであろうとも非 法的思考として強く戒められる。法律家を「正義の味方」と美しく誤解する人々の失望の大半はそれに起因する。

2.1 法哲学の古典から：Hart の執拗な if 節

以上の例をより抽象的な文脈において法哲学の古典に求めることも容易い。たとえば「法とは何か」という法概念論をめぐる問題において現代の主流を占める「法実証主義」(法の認識は観察可能な社会的事実のみによってなされうとする立場)において、今なお常に参照される古典である H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, 1961 では、もどかしい if 節が執拗なまでに繰り返されている。というのは、仮にこれこれの目的をとるならば法は次のような形をとる、といった具合に、法の目的に関する Hart 自身の規範的主張が強迫的に隠蔽されているのである。Hart 自身は功利主義的立場に立脚しつつ、法の外在的批判可能性を重視するがゆえに法同定基準の明確化を志向する法実証主義の一種を採用しているが、「記述的法理学」への試みという自己理解による狡猾な隠蔽工作により、その規範的主張は甚だ見えづらいものとなっている。その戦略は Hart に特有というよりもむしろ「仮定の思考」たる法的思考の本質に根付くものである。

Hart は同著において法の究極的な認識根拠を公務員の受容という社会的事実求めた。それゆえ、その観察は法学的問題から(法)社会学的問題に転換される。ここには Hans Kelsen 以来の法実証主義における「法の科学化」という理論動機の残響がある。法の認識が社会的事実の参照のみによってなされうるならば、法的思考は法的価値の真理条件(あるいは正当化条件)の吟味に踏み込むことなく、ただその妥当性を仮定するのみで足りる。したがって、Hart(および法実証主義陣営に属

する多くの論者の立場)において、事実／価値という新 Kant 主義的あるいは Weber 的二分法を堅持しつつ法学の自律性を担保する重要な手段として、仮定の思考たる法的思考が大きな役割を果たすことになる。少なくとも法実証主義的立場を採る限り(むろん、自然法論や R.Dworkin の law as integrity 論のように、そうでない立場も有力であるが)、「仮定」そのものの吟味は立法論や政策論、社会学の問題となる。

3. 科学的思考とは何か：真理条件に関して

科学的思考とは、少なくとも真理論に限定するならば、メタ言明によってあらかじめ規定された真理条件を科学的命題が満たすか否かを検証する動的なプロセスである。ここには(1)真理のメタ言明をいかに記述するか、(2)その条件を当該命題が満たしうるか、という異なった段階の問題がある。通常科学において(1)は科学分野ごとに確立されているのが常であり、分野ごとの真理条件の深度の相違に法律家はしばしば戸惑うのだが、問題になることは稀である。現実の科学の営みはもっぱら、確立された真理条件のもとに、観察事実なり理論的整合性なりの観点から命題を検証することによってなされる。

真理条件のメタ言明は仮定されるものとしてとどめ置かれ、その妥当性の吟味は通常科学の主要な目的ではない。所与の真理条件のもとでの「仮定の思考」が通常科学の思考であり、そこで科学者本人の個人的信条や価値観は消去される。ここに法的思考と科学的思考の最大の共通点がある。法的思考は紛争処理を目的とするがゆえに一定の時間的拘束の中で終極的な結論を出さなければならないのに対し、科学的思考は結論を常に暫定的なままに宙吊りにするという重大な違いもある。しかし、ここでは両者が「仮定の思考」において共通していること、それが(メタ)価値判断への禁欲性につながっていることが重要である。

4. まとめ：価値関係的学問としての科学技術社会論

ここまで法的思考と科学的思考の共通点を、真理条件のメタ言明に関わる「仮定の思考」と、それに伴う(メタ)価値判断への禁欲性として特徴付けた。さて、科学技術社会論(以下、STS)は両者と比較した場合、いかなる位置にあるだろうか。STS もまた一枚岩でないことを承知の上でまとめるならば、(1)科学理論に関する社会構成主義、(2)一定の目的のもとに科学を regulate しようとする価値関係性、の 2 点を重要な特徴としていると筆者は考える。(1)は上述の法的思考・科学的思考がともに妥当性吟味の埒外に排除した「仮定」のあり方を分析するものであり、その意味で STS は、客観主義からの批判に十分に答えうる限りにおいて両者を補足する関係に立つ。逆に、(2)は法的思考と科学的思考が注意深く避けてきた事実／価値の問題をあまりに素朴に飛び越える危うさがある。

本発表では以上の問題設定のもと、まとめとして、STS は法学および科学との関係においていかにして(1)の社会構成主義的発想を生産的なものになしうるか、それにはいかなる限界があるか、またその問題のコロラリーとして、(2)の価値関係的態度はどれだけ強靱なものでありうるかを考察する。(1)の社会構成主義的発想の有用性と限界を見定めることは、価値に関する客観主義(実在論)からの批判への応答に他ならない。それは価値関係的な学としての STS が恣意性を免れ、原理的な基盤を獲得するために必須の作業であり、またその限界を見定める過程において、法的思考・科学的思考が禁欲的に自己に課している「仮定の思考」の STS にとっての重要性も逆照射されるだろう。